

平成 2 2 年 度

審 査 意 見 書

石卷市老人保健医療特別会計歳入歳出決算

石 卷 市 監 査 委 員

石 監 第 7 号

平成23年7月26日

石巻市長 亀 山 紘 殿

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 阿 部 欽一郎

決算審査意見の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された平成22年度石巻市老人保健医療特別会計歳入歳出決算を審査したので、次のとおり意見を提出します。

なお、阿部欽一郎監査委員は、平成23年5月24日から本審査に関与しました。

目 次

	ページ
平成22年度石巻市老人保健医療特別会計歳入歳出決算審査意見	1
第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
1 決算収支の状況	2
ア 歳 入	3
イ 歳 出	4
2 実質収支に関する調書	5
む す び	7
参 考 資 料	8

凡 例

- 1 本文及び各表中、千円単位で表示している数字は、実質収支に関する調書の数字を用いた。
- 2 比率は、原則として表中の数値により算出（表示数値未満を四捨五入）して表示した。
なお、構成比率は、原則として表中の数値により算出し、表示数値未満を四捨五入して表示しているため、内訳の合計数が100とならない場合がある。
- 3 「収入率」は調定額に対する収入済額の割合、「執行率」は予算現額に対する収入済額、支出済額の割合である。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0」、「0.0」----- 該当数値はあるが（0を含む。）、単位未満のもの
「△」----- 減数又は負数
「-」----- 該当数値がないもの、算出不能又は数値として表示することが不適当なもの

平成 22 年度石巻市老人保健医療特別会計歳入歳出決算審査意見

第 1 審査の対象

平成 22 年度 石巻市老人保健医療特別会計歳入歳出決算
上記会計の証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書

第 2 審査の期間

平成 23 年 5 月 17 日から同年 7 月 19 日まで

第 3 審査の方法

決算の審査に当たっては、石巻市長から審査に付された平成 22 年度石巻市老人保健医療特別会計歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合点検を行い、必要に応じ関係課からの説明を聴取し、決算の正確性、予算執行の適確性及び収入支出の合法性などに主眼をおいて実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された平成 22 年度石巻市老人保健医療特別会計歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書については、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は正確であり、決算の内容、予算執行状況についても、適正であると認めた。

審査結果の概要は、次に記述するとおりである。

1 決算収支の状況

老人保健医療制度については、後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成19年度をもって廃止されたが、過誤調整や事後請求に係る支払い等については、制度廃止後3年間、老人保健医療特別会計で行ってきたところである。

決算収支の状況は、表1のとおりである。

予算現額447万1千円（前年度比6,781万1千円減）に対して、歳入総額114万8千円（前年度比2,639万円減、執行率25.7%）、歳出総額114万8千円（前年度比2,639万円減、執行率25.7%）で決算されている。

なお、老人保健医療特別会計は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第39条の規定により、平成23年3月31日をもって廃止され、平成23年度以降は、一般会計で処理されることになる。

表1 決算収支の状況

（単位：千円・%）

区 分		22年度 (A)	21年度 (B)	比較増減	
				(A) - (B)	増減率
予 算 現 額		4,471	72,282	△ 67,811	△ 93.8
歳 入 総 額	収 入 済 額	1,148	27,538	△ 26,390	△ 95.8
	執 行 率	25.7	38.1	△ 12.4	—
歳 出 総 額	支 出 済 額	1,148	27,538	△ 26,390	△ 95.8
	執 行 率	25.7	38.1	△ 12.4	—
歳 入 歳 出 差 引 額		0	0	0	—
翌年度へ繰り 越すべき財源	継 続 費 通 次 繰 越 額	—	0	0	—
	繰 越 明 許 費 繰 越 額	—	0	0	—
	事 故 繰 越 し 繰 越 額	—	0	0	—
実 質 収 支 額		0	0	0	—

ア 歳 入

予算執行状況及び款別決算状況は、表 2、3 のとおりである。

予算現額 447 万 1,000 円に対して、調定額、収入済額ともに 114 万 7,690 円で、執行率 25.7%、収入率 100.0%となっている。

収入済額は前年度と比較して 2,639 万 447 円 (95.8%) 減少しているが、これは主に国庫支出金で 2,258 万 9,999 円、諸収入で 312 万 6,164 円が減少したためである。

収入済額の主なものは、繰入金 87 万 3,515 円 (老人医療事務費繰入金 87 万 2,539 円、老人医療諸費繰入金 976 円)、国庫支出金 16 万 9,879 円 (老人医療費負担金) である。

表 2 予算執行状況

(単位：円・%)

区 分	22年度 (A)	21年度 (B)	比 較 増 減	
			(A) - (B)	増減率
予 算 現 額	4,471,000	72,282,000	△ 67,811,000	△ 93.8
調 定 額	1,147,690	27,538,137	△ 26,390,447	△ 95.8
収 入 済 額	1,147,690	27,538,137	△ 26,390,447	△ 95.8
執 行 率	25.7	38.1	△ 12.4	—
収 入 率	100.0	100.0	0.0	—
不 納 欠 損 額	0	0	0	—
収 入 未 済 額	0	0	0	—

表 3 款別決算状況

(単位：円・%)

区 分	22年度		21年度		比 較 増 減	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A) - (B)	増減率
国 庫 支 出 金	169,879	14.8	22,759,878	82.6	△ 22,589,999	△ 99.3
県 支 出 金	42,471	3.7	0	0.0	42,471	皆増
繰 入 金	873,515	76.1	1,128,851	4.1	△ 255,336	△ 22.6
繰 越 金	0	0.0	0	0.0	0	—
諸 収 入	38,625	3.4	3,164,789	11.5	△ 3,126,164	△ 98.8
支 払 基 金 交 付 金	23,200	2.0	484,619	1.8	△ 461,419	△ 95.2
合 計	1,147,690	100.0	27,538,137	100.0	△ 26,390,447	△ 95.8

イ 歳 出

予算執行状況及び款別決算状況は、表 4、5 のとおりである。

予算現額 447 万 1,000 円に対して、支出済額 114 万 7,690 円で、執行率 25.7% となっており、不用額は 332 万 3,310 円である。

支出済額は前年度と比較して 2,639 万 447 円 (95.8%) 減少しているが、これは主に前年度繰上充用金で 2,109 万 9,780 円、医療諸費で 353 万 9,120 円が減少したためである。

支出済額の主なものは、総務費 96 万 3,967 円 (老人保健一般管理費)、諸支出金 13 万 3,977 円 (償還金) である。

表 4 予算執行状況

(単位：円・%)

区 分	22年度 (A)	21年度 (B)	比較増減	
			(A) - (B)	増減率
予 算 現 額	4,471,000	72,282,000	△ 67,811,000	△ 93.8
支 出 済 額	1,147,690	27,538,137	△ 26,390,447	△ 95.8
執 行 率	25.7	38.1	△ 12.4	—
翌年度繰越額	0	0	0	—
不 用 額	3,323,310	44,743,863	△ 41,420,553	△ 92.6

表 5 款別決算状況

(単位：円・%)

区 分	22年度		21年度		比較増減	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A) - (B)	増減率
総 務 費	963,967	84.0	1,006,613	3.7	△ 42,646	△ 4.2
医 療 諸 費	49,746	4.3	3,588,866	13.0	△ 3,539,120	△ 98.6
諸 支 出 金	133,977	11.7	1,842,878	6.7	△ 1,708,901	△ 92.7
前年度繰上充用金	—	—	21,099,780	76.6	△ 21,099,780	皆減
合 計	1,147,690	100.0	27,538,137	100.0	△ 26,390,447	△ 95.8

2 実質収支に関する調書

実質収支の状況は、次のとおりである。

実 質 収 支 の 状 況

(単位：千円・%)

区 分	22年度 (A)	21年度 (B)	比 較 増 減	
			(A) - (B)	増減率
歳 入 総 額	1,148	27,538	△ 26,390	△ 95.8
歳 出 総 額	1,148	27,538	△ 26,390	△ 95.8
歳入歳出差引額	0	0	0	—
翌年度へ繰り越すべき財源	—	0	0	—
実 質 収 支 額	0	0	0	—

む す び

以上が平成 22 年度老人保健医療特別会計の歳入歳出決算に関する審査結果についての概要である。

本文で述べたとおり老人保健医療特別会計は、老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)の施行に伴い、市町村に設置が義務付けられたために、合併前の 1 市 6 町において昭和 58 年 2 月 1 日から設置したものであるが、老人保健医療制度そのものが平成 20 年度からの後期高齢者医療制度の創設に伴い平成 19 年度をもって廃止されたため、特別会計を設置しなければならない積極的な必要性も平成 19 年度で実質的に終了していたものである。ただし、健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)の規定により、過誤調整や医療費の事後請求に係る支払等のいわゆる「残務整理」のため、老人保健制度廃止後 3 年間特別会計を存続させ処理していたものである。

平成 23 年度以降に発生する過誤調整等については、今後は一般会計で処理されることになるが、今回の老人保健医療特別会計の廃止に伴い、老人保健制度そのものがその歴史的役割を名実ともに終えたことになる。

参 考 資 料

老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）抜粋
（特別会計）

第 33 条 市町村は、医療（医療費の支給を含む。）、入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）に関する収入及び支出について、特別会計を設けるものとする。

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）抜粋
第 7 条 老人保健法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高齢者の医療の確保に関する法律

（以下略）

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3)（略）

(4) 第 3 条、第 7 条、（中略）の規定 平成 20 年 4 月 1 日

(5)・(6)（略）

（老人保健法の一部改正に伴う経過措置）

第 32 条 第 6 条又は第 7 条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の老人保健法の規定による医療等については、それぞれなお従前の例による。

第 39 条 市町村は、第 7 条の規定の施行後 3 年間は、附則第 32 条の規定によりなお従前の例によることとされた平成 20 年 4 月改正前老健法の規定による医療等に関する収入及び支出について、特別会計を設けるものとする。